ゆまのかつら
二
15
1386
3

昭和九年
三月三日改
小田切吉氏
長男友太
郎氏寄贈

問 イ 5
1386
3
巻

おかの内方二の巻

橘は実紫二

おが月は十日ごろ。せんざんの橘の紫の。色こくなりしるが。
ねぐるしきゆふべの風ふぼろくとおつる。ゆえ。よ。ゆる。

花ちるし日ど橘をみぢりをを
ゆめのおりふをぢうかが
うきもきもえろひいきて。やがて。きは名をしろ。

御即位後奉幣諸神祝詞

小右記。長和五年はそろふ云く。御即位後奉幣天下
諸神ニ祝詞。天皇（スメラ）我（ガ）オホミコトラマ詔旨登（ノリト）。皇神（スメカミ）等（タチノ）廣前（ヒロマヘ）ヨ。称辞言奉（ヌヘコトヨヘマツリ）

申給久高天原ホ神留坐皇親神漏伎神漏美乃命
以支寄給流豊葦原瑞穂乃國乃天乃日嗣高御座
乃次々自去四月廿八日食國天下之政依所聞食
其狀申給止散位正六位上大中臣朝臣高邦を差
使豆礼代幣帛を令捧持奉給布天皇御命を申給
久と申今案件文祝詞也非宣命にて称辞言奉申
給そ言字ハ竟の誤るべし言字ハ書て竟にいふて
ざれば也又申といふ言もいふまじ奉申うも也べ
き例あきらし又次々も次隨にあるべきが字ハ
誤るべし四月廿八日ハ正月廿九日の誤しらるハ善本ハ

ハ統そなるべきそと〳〵祝詞宣命ばかりの文中むり〳〵よわこる
とつぎ〳〵ふたつとかくかりて大なる語のそくのそでおとそもうせ
かべきこそもおかるべしこゐふさぶさる人もなきハ古をふう
そ〳〵古文ばかりざるが故こゐるハ詞はいやをかきる抱りて
古ばかりみるいそをそでとかりしものをかくのそかあざりふなり
ゆくがうかとさふ今こゐあついぞふいそうおどろ〳〵おくし日ぐ
記のばかぎふ又いそ〳〵天慶九年四月十五日外記日記云
天皇即位仍為奉五畿内七道諸國天神地祇幣帛
五畿内以諸司物宛用諸國以當正稅宛用之使毎道差神祇中臣齋部等
各給驛鈴一口但不給畿内使まそ奉幣五畿七道諸國諸神日廢

務有無叉天禄元年三月廿日辛酉終日雨降上卿
不參仍無政也今日被發遣天皇御即位之後依先
例五畿七道諸國諸名神奉幣之使也件使等依神
祇官先日差申以大中臣齋部等為其官符給諸國
但從神祇官立件使等まゝ畿内七道使宮符八枚
七道幣料以正税可宛之官符五枚等也合十五枚
とゝ此記ゝ後小野宮右大臣實資公の日記ゝ
圓融太上天皇紫野御子日ゝ事
同ゝ記ゝ云ゝ永觀三年二月十三日戊子巳時許參
院今日御子日也御車令向紫野給右丞相大

納言為光朝光大將濟時大將中納言文範途中布衣忠
清顕光重光保光右近權中將義懐散三位布衣參議忠
清右衛門督布衣公季布衣右近中將道隆散三位布衣公卿皆騎
馬著直衣著下重以纓柏摔左大臣追候野口太上
皇於野口來御御馬右衛門尉惟風左馬允親平等
為御馬𪜈殿上侍臣皆悉布衣京路野邊見物車如
□即御御在所其御裝束立幄敷板敷又立簾臺懸
御簾其中立輕幄南向其東為公卿座南向其幄東又立
幄子午妻為侍臣座御前四方立屏幔御前植小松御
在所幄後立膳所幄御厨子所供御膳懸盤陪膳權中

納言顕光。顕光重光保光著布袴次居公卿及侍臣衝重一巡之後。大納言為光以下侍従等起坐執籠物十捧及折櫃四本列御前。左大臣於御前向曰。各称名云々。左大臣所儲也。次居檜破子於御前。左大将并正清懐遠時通下官等所調儲也。召和歌人於御前。先給兼盛朝臣時文朝臣。元輔真人。重之朝臣。曽祢善正。中原重節等也。公卿達称無指召。追立善正重節等。時通曰。善正已在召人内云々。召兼盛。左大臣仰可献和歌題之由。即献曰。於紫野翫子日松者。以兼盛令献和歌序。此間有蹴鞠。夏。左大将左衛門督源中納言両

三位藤宰相余及殿上侍臣等蹴鞠。夏。及黄昏。仰曰。至于和歌。於院可献序置和歌等各者。秉燭還御本院。召公卿於御前。有歌遊之夏。召余為和歌講師。右大臣以下献和歌。左大臣不献。如何々。左右両丞相賜御衣。納言以下賜白袴。侍臣疋絹。又給御随身。深更各々分散。御紫野之間。従内使右近少将信輔有御訪。即召御簾外給圓座。申御消息。余執禄被之。拜舞之間。失礼太多。今日四位五位六位皆着綾羅。如何。下官着白襖薄色狩袴也。

長保元年女院入内料屏風歌事

同記云、長德五年十月廿八日、彼此云、昨於在府撰定和歌、是入内女御料屏風、哥花山院法皇右衛門督公任、在兵衛督高遠、宰相中將齊信、源宰相俊賢、皆有和歌、上達部依在府命献和歌、往古不聞事也、何況於法皇御製哉、又有主人和歌云々、今夕有被催和歌之御消息、令申不堪由、定有不快之色、欤、此事不甘心事也、云々、同廿日云々、右大辨行成書屏風色紙形、華山法皇主人、相府右大將右衛門督宰相中將源宰相和歌、書色紙形、皆書名、後代已失面目、但法皇御製不知讀人、在府歌書左大臣件事奇怪事也、云々、在府之侍、實白道長公、此女上東門院の入内乃事なるし、

内裏焼神鏡焼損る

寛弘二年十一月十五日子刻許云々、内裏焼亡者云々、火起自温明殿、神鏡所謂恐所大刀契啓不能取出云々、云々十七日云々、定申神鏡焼損事云々、神鏡大刀并契書焼亡、鏡僅有蔕、自余焼損無圓規、失鏡形云々、村上御記云、天德四季九月廿四日焼亡云々、廿四日、重光朝臣申云、罷到温明殿所求見尾上在鏡一面、其鏡径八寸、頭雖有一所、専無損四規并蔕等、甚以分明、露出縁破尾之上、見之者、

無レ驚キ不レ感ジ云々。廿五日。清遠伊陟等合申。又求メ得レ焼鏡一面云々。故殿御日記云。恐所雖レ在ト火灰燼之中。曾テ不焼損セ云々。鏡三面。中伊勢大神。紀伊國日前國懸云々。如キ件。説似リ三面云々。

十二月九日。左頭中将来テ立チ云。今日酉刻。神鏡自太政官奉レ移シ東三條院。可レ供奉スレ其夏者云々。十日頭中将示シ送テ云。神鏡昨奉レ移シ。但閑キ舊御韓櫃持テ奉レ納メ新辛櫃之間。忽然有リ如キ日光。照耀。内侍女官等同見レ神験猶新。最是足リ恐驚者。〻日記ホ〻〻。

四角四堺祭の事

同記云。長和四年四月廿七日。来月一日四角四堺祭支依ニ光栄朝臣上奏所レ被レ行也云々。五月六日。今夜吉平奉仕四角祭。枇杷殿四角者云々。九日。今日公家被レ行ハ四堺祭。

賀茂行幸の時の宣命

同記。寛仁元年十一月廿五日。賀茂行幸時の宣命。天皇我詔旨止。掛畏岐賀茂皇大神乃廣前恐見恐毛見申賜倍申久。年来乃間令祈願給倍申事在リ。然毛験久冥助相通天。其験昭然奈リ。恐由乎報賽世之給者牟止所念行牟。故奈是以吉日良辰を撰定天。金銀乃御幣仁。錦蓋餝劔平劔唐組平緒。御弓御箭御桙御

鏡并種々神寶音樂走馬東遊等を相並而唱進利天
行幸給布又前年に愛宕郡一郡ら奈可奉寄之由
を令祈申給依利而件郡内所在呂或帝王城都或
明神領地是萬代相傳之處利奈曽非一人自由之地
須仍南者皇城乃北乃大路乃呵末を限り天東波郡
界至末天西波大宮乃東大路乃呵末乎限り天北波郡
界に至末天奉寄給布但此内に有凌室藏氷之邑
是又百王之職支奈礼バ難致一時改易之縱在神郡
内に毛止可除此十邑之抑上下乃御社に件郡乎平均
奉分給倍之然而毛田圃鄉邑乃數須忽以難決

追以後日天各可奉界之皇大神此狀を平久安久
聞食天弥垂感應礼天皇朝庭を寶位無動久常盤
堅盤に夜守日守に護幸倍奉給比四海清平に萬
民安樂天尓之水旱飢疫乃難を未兆に拂退介農圃
蠶養之業を毎事尓豊登天女唐堯に同德之漢文
に比名天叡慮乃尅念に無違久必然尓護惠奉
給倍止恐見恐見毛申賜止波久申久皇大后毛同久共
申久尓参給へり冥助不空須感應
暗に至天后蘭之月長明に母儀之風弥芳之天萬歳千
秋末天夜守日守尓護幸倍奉給へ恐見恐見毛申賜

波々
く申。寛仁元年十一月。

伊蔭山まゝ桂葵をうゝ山の事

同記ゐ。寛仁二年十一月廿五日。被奉寄賀茂上下
郷〻、支可定申也。栗栖野小野二郷上下社司各申。
但昨日下、社司久清進解文。呵尋舊記。皇大神初天
降給小野郷大原御蔭山也云〻。亦栗栖野可為下
社之山。有採桂葵山之由。先年給官符。仍件小野并
栗栖野郷。可為下社領者。

天皇伊元服のよゝ沈山陵ゐ告ゐ宣命

同記ゐ。天皇我詔旨掛畏岐其山陵ゐ申賜へ申

久。公卿議奏久。明年波天皇御歳漸久冠年ゐ近
給布倍之。冠者成人之始女盛礼乃嘉事奈来正月乃
吉日良辰ゐ元服乎奉加天人望ゐ可叶止奏掛
畏支山陵乃廣助ゐ依天平々安ケ令果行女給布倍
之。故是以此狀乎。官位姓名乎差使天恐見恐見申
賜波止久奏。寛仁元年十二月十九日

寛仁二年十月立后節會ゐ夜太閤ゐ宮ゐ

同記ゐ。寛仁二年十月十六日乙巳。今日以女御藤
原威子立皇后云〻。太閤招呼下官云。欲讀和歌。必
可和者。答云。何不奉和乎。又云。誇る哥にる有る。但

非宿構者此世ばわれ世ぞ思望月乃戯れ事も無と
思へば余申云御歌優美也無方酬答浦座只可誦此
御歌元稹菊詩居易不和深賞歎終日吟詠諸卿響
應余言数度吟詠太閤和解殊不責和歌此記又
の名を野府記とも續水心記といふ水心といふよりハ
ハ祖父大伯の諡の清慎の二字乃偏をとるなり

又立田川

立田川といふ所ハ名ふいつるぞ山濱川のるりかるを
ハ今いづこの川ぞむかの見るりめる よくもさうでそこ
ろいふかわつるぞ古へ寛政五年三月京より大坂ゆ下

るかつるぞ山ぞのきしゆ舟よせておりて立ちかへり
見るぞ山ぞ此川をもて見るに山崎よりかつらゆハ水
無瀬川をかきて八川ぞなる さてはこゝ考ふるに
ゆ無瀬川といふ名なるて此河ぞいふ(乃立田川ぞ)
べき山川山崎ゆ出る瀬ぞ山城ぞ津ぞ
堺ゆ川よりとこゝにて川ハ沸出嶋上流ゆ見ゆ
る今ハ狭き河なれどかつてこゝ堤ゆ
ほどの流れなりしぞ見ゆ古へハやゝ流れ乃ぞを後ゆ堤
をきづきて今ハ狭くせばくハなりつるぞ知るべし さて立田川
ゆよみ合せる神ぞびの杜ゆ神名帳ゆ山城ぞ乙

訓じて自玉手祭来酒解神社。名神大月次新嘗 こは續後紀又臨
時祭式などに山崎の神とあれバ此神社によりたる名にてさる
からに山崎山のことにぞあるべき。此社ハさきにいへる今の山崎天王
なりともいへり。然るに今水無瀬の里にて、さる方にあるなり。
神内(カウナイ)村といふ有て、そのあたりにちひさき森のかたちもありて、こ
これぞ神なびの森のあとなるといふなれど、そこにてハ古への方どもに
かなはず。さてちかきわたりにハ川もなし。思ふに神内(カウナイ)といふハ後に地(トコロ)
をうつして、古への名残のこしたる物ならん。今の森のさまハさ
て後につくりたるにもあるべし。古今集の詞書に山崎より神なび
の森まで送りにとて、あるハ山崎を立わかれて、あるハ森やうに見ゆ

るハ同じ山ざとの内なれバ、この里よりかの森までといふなるべし。

水無瀬川

いにしへにみなせ川といひしハ、一つの川の名にハあらで、いづれにも
まれ水の無き川をいふことにて、何名ハ砂の下になるハさらにて、さ
るべきになきき川をもいへり。万葉集四に、恋にもぞ人ハ死するみな（三十）
瀬(せ)川下ゆわれ痩(ヤス)月に日にけに、十一に、こちたくハ中ハよどませ
水無(ミナセ)河たゆとふことをありこすなゆめ。又うらぶれてもの
な思ハじみな瀬川有ても水ハゆくちふ物を。古今集恋二
に、ことに出ていはぬばかりぞみなせ川下にかよひて恋しき物
を。恋五に、あひみねバ恋こそまされみな瀬河なにゝふかめて

見ひらめりたり。又うねせにのみてゆくあたくハこそつひふ永
分をしそんなく見ハ名をぐ行る。皆ままそこ又茅紫十ふ久々さの
天のもるしそれ法にへどそくおきし神代し昭めし。これを天
の川をいくふて。まそくあはなきよし。物るみたのあぐも
を皆かの山嶋の河をとおるあ法川をんなるハ。ぐこそし。
山ざ化の河をとおるハ。左へハ山嶋川をも。立田川をといてうしこ
と。上件ふいてるがぢくふて。みなせにくいふをたそ系なぐこ
ろよりハ後の名こそハ類聚國史ふ。延暦弘仁のころ。天宮水成野
ふ遊猟をしるゆ。ゆぐくんして。水成村をも河をもおそ今
ろの名形こ。物をバ此地名ふよりて。後ふれ川の名ふもあれる

おりて水成くいるハみなくよひべきこ。万葉ふ水成川
をもるを。物よひべくし成をなぐハ。形せをハよみぐをれたこをれぐ
かの地名を。又川ふいへるもそこふ。左よりみなくしたみなせをも。
通ハいてうくすくうを。

両部唯一といふ事

天下ふ神社のうち。神人のをつうる社を。俗ふ唯一といひ。法
師のつうる社を。両部といふ。又両部神道をてあかを一なのれ
もいひ。両部くハ。佛のをは密教の胎蔵界金剛界の両部をい
ふこ。神のをふ合をるを。両部習合の神道をいて。かの両部
を以て。神をふ合せるよくし。部字ふてゐ法べくし。神を佛

そなはりていふ両のハたらぶ。さて又唯一といふこと。あ沢神さ
といふものゝたらふつきて。その御沢をまゞへざるよりこゝさきば
神のさきは唯一なるハ。かゝるよりのるゆゑ。その名を。あ沢神さ
きての後こゝ。ゆゑふ些ゑを。両紀ふ判へしこふハたらぶ。天人唯一の
義さといひなせるハ。いみしきさゑぐてこゝ。天と人とゑこゝろこゝハいう
なるこゝろぞや。そハゞ天をうへもなくいみしき地ふを形る。
法さよるといひなしるゝてふて。いとゝ古のこゝふそむ。抑
天を。天つ神こゝはまゝ法ふよこゝ。人をいうでうそ
也と一つなるこゝろ。たゝ。学の地ふり人こゝ。古のこゝ法をえさ
こゝぶ。ゑこゝぶるふ法さふまゞへるかゝ。伝ふつきてもこゝ日

ゝ法ふ法ぎ形るこゝ説むこゝ。ゑひてかゝ法こゝをゝいふこゝ有りゝ。

○道ふかなハぬ学中ゆ。ふるゝ道ふ形こゝぶこゝ。学ふくしく者。なこゝひつるゝ法。ふこゝふやめむ
こゝるハこゝろゝし。ゆゑ。そのこゝ形ひのこゝぢをこゝぶきこゝて。たゝる
地ハたるふてたゝしおきて。まこゝのこゝをゝるぬべきこゝよゝたゝづるゝ
を。ゑひて学さのまゝふ歩ゝしおこなゝむこゝるハ。ゆゝにまこゝの道
のこゝろふこゝ形こゝぶこゝたゝる。義ゝるゝハおこゝるゝ。ゑろゝぶゝるゝ。さかゝ
形こゝるゝ。ふこゝろゝるを。みな神の古ゝふゝたゝバ。こゝふ人のかこゝて。
えこゝごこゝそべきこゝぶゝハたゝぶ。まこゝのこゝゆこゝ法こゝこゝこゝ
む人こゝ。おのづこゝ法こゝこゝるゝハよゝ吟こゝ。こゝべきこゝ。

○道をおこなふさだ

道をおこなふことハ。君とある人のつとめなれバ。物まなぶ者のわざに
あらず。もの学ぶ者ハ。道を考へ尋ぬるぞつとめなりける。吾ハかく
のごとく思ひとれる故に。みづから道をおこなはむとハせずて。道を考
へ尋ぬることをぞつとむる。そもそも道ハ。君の行ひ給ひて。天の下
にしきほどこし給ふわざにこそあれ。今のおこなひ道にかなハざ
らむからに。下なる者の改めおこなはむハ。わたくしごとにして。中々に
そのこゝろにあらず。下なる者ハたゞ。よくもあれあしくもあれ。
上の御おもむけにしたがひをる物にてこそあれ。たゞ道を考へ
得たらんからに。私に定めて行ふべきものにハあらずなむ。

宗祇ほうしが生れし所

宗祇法師が生れし家の跡とて。紀の国在田郡藤並荘下
津野村の。民どもの家どもの内に。五十間に四十間ばかりの地
ありけるを。今の国のあるじとゞめさせ給へりとぞ。

から国聖人の世の祥瑞といふもの

かのから国に。いはゆる聖人といひし者の世にありて。その徳に
めでゝ。麒麟鳳凰などいひて。めでたきしるし也とぞいひて。文
くさぐさめでゝ書しるしたれども。いへどもさるまじきを
乃めづらしき物どもハ。何となく。まれまれハ出る事もなるべきを。よ
まゝに出なきをば。徳ありとめでゝ。天の行へるたとひいひなして。聖

人乃ちゝとして、ゑせ人ゝ、いみしくれるゆゑにゑせもの、
よをづかゝほそ、かの國人のとゝぐさなりける。

姓氏のこと

今の世ふハ、姓（シヤウ）のとゝまぢる人のゝぞおかるゝさまハいうなるべし山
がつくいへども、みな古へ人の末なれハ、姓乃なきもなし
らざるなるべし。中むかしよりていとゝ苗字ばかりよび
なゝへるまゝふでゝなるりのみなどハおとゝぐしく姓と苗字
をなゝべゝなのるべきふもなけれども、おのづゝ姓をうば
ひもて、ゝをへてハみづゝぶとゝびなれしさて後ふたゝび
のがれて、人をゝゝなのる者なれば、姓のなきを恥ぢなくなり

なるに思ひてハ、なほ、ハ蒙古、なるハ係平なれ、おのがとの名字を、
みぐりふたくさいと多し。もとゝ足利の末はみぐりと世よりとして、
天の下乃姓氏ゝゝ、かゝぐ、皆いとみぐりがゝ、ゝぐなりける。
その中ふ近き世ハ人のなる姓ハ十に九つまでハ係なる平ゝそハい
まゝへ乃なくハ氏ゝハ絶て、此三氏（ミウジ）のかぎり多くのこるり
やゝ思へ、さふなるべし。中昔よりして、ハ三うぢハ人のゝつゝさ
位なるきハ有て、他（ホカ）のなくの氏人ゝとハ皆ゝとゝくふいやし
くのみかゝとゝぐなるかゝ。ゝ人なるなれ、ゝ姓ハおのづゝ
かゝるとゝゆきて、ゝをゝくゝとなる人もなゝ。絶るゝなれ、又ゝ
ゝれよハ近き世の人ゝ。古へのなくの姓をバとるゝなくとて、姓ハゝ

源平藤橘などのことなるがごとくにかけるかゝ、おのが好みてかくさ
につくるは皆これらのうちがいづれにもあたりつゝの姓をかきてしかど、
いよく源平藤ハ多くなりきぬるに、文字の名をしもぐらせる
人をとらひてハ、その子孫ぞといひなして、学問するものは菅原
大江などになり、武士は多く源よりいづるたぐひあれど、すべて近き
世よりしれぬ人々ものは、苗字なんどをよとはしきて、
姓をかゝりておりてうはしくぞなかりひたるなかに、おのがんの
やうせて知らるゝに、さて文ちの年ごろ、菊紫ありけるにより、古
きにける事ハ、文ふれし姓をおりしるしひて、其の人のきてとある
そぬふる光りしがたをかくらふ汚きてぞの者などを多くハ、かの漢
学者のかくしようして、苗字をきらふことにて、一字にかきてしのぶる
たぐひにて、いとうるさし、その人のむかしのきさらぎのおしなかりし係
なぞかし、いふしへをとてかへてなりしかば、たゞ我さきぞ、えをもとめて、其に
さりふ姓などをみだりにかくまじきなぞなるが、ゆ禍津日
前の探湯をおそれざるハ、かくなるになほねむとはいへるぞ
しやハ、そもく姓は先祖より伝へたるあるにて、上より賜はる
ぞらむりばりハ、んにまかせてえらるくしにもべきあるはあらずぞ。
またふもいは姓をしらずもて中ごろの先祖よりハ、あかだち父の名
よらどもの来てかくなかさとも有べきは、おのがつくるに
あきむてハいとかくるはゞきなるふなむ、姓をしらぬもかなんにぞ。

いと苗字をなのりていふむかしはいとんさべく古へを
このまむとふよろづをひるぶちふ古へをうむ中かまふるを
中にいまへのこうたりはあるざるものをや。

又

ふ源平藤橘とかべく四姓といふ源平義系ハ中古より
始ふ名き姓をもバさとひつべきぶ。橘ハしるかの三うぢより
くぶもバこよなくせどきをけうぞへのうちふへぬるハいう形系
ふふうむおりふふ嵯峨天皇の御代小皇后の御ゆるふ
をみそをそろなりひやうむかくて此四姓乃ちハりろ
ぬをふくいつそもむうらぬ人の始きゞ語をつむ

を閑て。とうとおろかしこまでとうとしるこよふいう
きるぞふぞ思ふをるをべく行ふふれらぬ事ぬうこぬ
書ふそしるをバいみきこふおりふるハいとおろうおるこちり。
をべてかの由の書ふそその由めぬ人乃語るるぶきけるまに
とるせをバなふのをづいうきことかをつむ。

苗字

義系源ぞどハ。苗字氏の人。教をぶおやれバその内を苗
字してふぢをバいとまぶ。ぶうきまに。つふふその苗字を
のこようびをうひて。む称とおるこれおのづう必とるべきい
きちひふして。今ハ代苗字ぞ。姓乃ぬとおるれバ。姓のとうれ

ざうん人などハ苗字を正しく守るべき事なれば也。さてこの苗字ハ苗字ハよし。ときとしこハ名字なりなどを紛出てハ名又あざなハふかしぶ〳〵名字とかへるべし。名字とかうむるハ。ひとりとまるふるまひなりげまどぶ。中昔ハ名をも又姓と名とをたゞ〳〵称てし。ものく名字といひつるバ姓の小分をも同く紛いひあつてし。又今ハ人おのゞ名ハ父のなを。同苗といふこゝろもゝ中同名なれ。同姓ハ人〳〵名也。

ゐのざ名といふ物のなり

あざ名といふものハ文琳菅三平仲などのさゞひのなもひとしく。古よりハ正しく名の外ふたつ名を字といふこと也。中むかしに名今のいふ俗名をも字といふこと也。ものゝ名字ハ田地の字。伊乃字などいふも皆正しく定まれる名字なり。なくてよしあるべき物いつもいづれも俗人の字とハいとをくし。そゞ中ハ今ハ俗名をいへるハ俗人の字とこそ。

哥書の註を抄べき物なり

むかしよりの。この物その註を抄といひて。名をもおのく菜抄とつくる。抄の字ハ註釋なりハ。ひとしくとゞまるものなり。佛ふみを書ものに。ひとつゞ記とも集とも抄とも名をもつけるものなれば。この物の注を抄といふもの。佛之名ごとふかへるものなるべし。

久安五年忠通公任太政大臣宣命

兵範記ふいく。久安五年十月廿五日云〻。今日任太政大臣云〻。節會如例。右大臣為内辨。左宰相中将經宗朝臣為宣命使。其文云。天皇我詔旨〻勅御命乎。親王諸王諸臣百官人等。天下民衆聞食と宣。攝政従一位藤原朝臣者。宗門相継天。國乃賢佐奈利。忠貞乃心を持天。先〻乃御世守り。天下乃政を相穴奈比助奉る支も久之。因茲天。太上天皇乃傳國乃詔命も。攝政之職を治賜つる支在れば。朕加賀践祚乃始め。万機を□析者。功績□古り。加之之緇緇ホ在

之時ヨリ。輔導保護仕奉と年久し。君臣之道乎雖存も。孫祖之義尤厚之。頃年も。舊例乃任ホ。早久太政大臣乃官仁上賜はむと。念御座を。謙損乃心増深久天。先朝乃御宇ホ。件官を辞退せり。而有所思天。太政大臣乃官ホ上給比治賜ふ勅ふ。但攝政之職ハ。今も彌益ホ勤仕奉と。勅御命を。衆聞食せと宣。久安五年十月廿五日　作者大内記長光

行成記書写の事

同記云。久安五年十一月廿六日。依召早参鳥羽殿。法皇御于北殿。權辨以下執筆輩十餘人。同應召参

候也。権大納言行成記。正暦以後五十餘卷於御所
近辺被書写之時々出御簾中経覧終日書写或
晩頭退出下官本新共返上御所退出了廿七日早
旦参鳥羽殿云々今日下官十五枚書了返上晩頭
帰京廿八日早朝参鳥羽殿書写功如昨日云々

六條攝政基實公の棺の事

同記云仁安元年九月廿三日云々棺料板四枚賜
直物令交易仰左近令造始寸法長六尺弘二尺高
一尺六寸敷物練絹長六尺三幅五卷野草衣同絹
長八尺四幅両卷可書真言梵字棺生絹八尺四幅黄幡料
白生絹一丈ところ六條攝政基実おやじ殿の料也。

神典のこと

中昔よりこのかた神典を説人ども古へのことを言をばしらずも
むかしのものしりびとは外国の儒佛のことをかたりて其理をのみ
ものしりて其実をしらざりしなり。むかしの
ことを云ばとてげらがかふかのうゝことのたゝりわけかの別
いまゝ乃昔のことをかたりなすこゝろえもなく古へのこと
むかしのことをくらくうづりもて弱きさま神のれをもなかゝることを
ふかりて是をかたりなすこゝろかゝるおのゝ神の伝書ばかり鈍ハよ
のつゝの説ものゝ説ものゝ異ふもて是をかたり人乃いまゝいとゞるかゝ

もれるなり。世は学者、ものしるがもるをおかし、さきぶ
ゝハ、ゝぐ、さんの人々は、ゝゝ澤ゝふをかりて説る説をの
みなりとて、みづゝしもはじくいまどかゝごろのゝをのはく
さゝぶるかゝ、その見つきをえはゝゝざりのし、おのがいふお
りむきハおもぐゝ古事記書紀ふとゝされる、古の傳説乃
まゝし、学の人々のふを、みるそのまぢひ居る澤をふ説曲しるわ
ふゝゝごふて、いゝゝ古傳説と異し、此学ぶ先を、古事記書
紀をよゝ見ハおのづゝ分るべき相をやり、たのが説をゝが先む
ゝ学ゝば、まづ古事記書紀をゝぐむ見し、此傳典ぶを
信ぜんゝぶりハおのゞ説をゝがもるゝをえゞ。

神祇の歌

風雅集の神祇部ふ、ものゝよるもとちるふまぢつる神をれば
月はさりも何ゝ、るゝ、きゝといふ方百て、こゝハ和泉式部然
世ふまゝでしりきゝふ、ちゝるふて、年幣かゝハぎりるふ、時
やらぬ身はうゝ、ゝ乃ゝ和引て月はさりわをなるゞかゝしき、
とゝみゝ、神ゝりる世は見ふ、苦させ給ひるとなんとゝ、おも
もいゝゝきはゝふゝ和ゝゝぶ、佛のゝこゝ、中むゝるゝ、おべて学の
なゝゝひゝゝて、ゞ和泉式部ぶ、ほゝしはいふゝ世のゝ、つゝり
学をゝて、佛（ホトケゴロ）をはゝふゝみつきしゝりしゝるゝ、さる妻をもゝえゝと
ふふゝゝきゝを、神をいゝでゝかゝ、ふれゝ、ゝ形ゝむ、麿（チリ）ふまゞはる

などいふことも。かのもろこしの老子といふ人の。和光同塵といへるごとく
のあるをつゝみていひなせるみづからおろかにてをれども。ほかに神の徳
うへになきことゝし。ゆゑかりやすのごとくにまじはりて。神をあ称し
なりぬ。又日本紀に。度會朝棟といふ人の言にかく見え
きたる本八国のみやしろも誓ハおなじく世々の神風をたつ。
そらのしきりなし。すべて神に誓といひ。あるハ跡をたれていふも
をよむもみなおなじことし。中古よりこのかた。おほくは佛のさとりを
かりて。神のはじめをよむハ。かの本地垂跡の説にまどはして。神も本
地ハみな佛ぞとしられたるよりいひならひて。伊勢の宮の神ぞなど
なる人もかへ。彼かごとくハまことしぞかし。からの佛菩薩のやうなる誓

また垂跡などいふことハ。すべて神のうへよりハ。よしもなきことな
ることをや。又世に何がしの神の本地なるぞ。なにがしの社の本縁ぞなどい
ふがいかなるハ。おほくハほうしのしわざがらの。世の人をおのが道に引入
れむ料に。いつはり作れる物也。さるによりてまうけたる事ハ。神のさとり
をたがはざれど。皆佛になるぞかし。すべてむかしより僧の人
をいざなふなり。そらおそろしきことどもおほかり。かれ釈迦とい
ひし人の方便といふことになずらひてなるべし。

古今集月の歌ども

月をバ。秋のものとすることなれども。古今集にハ。月の歌ハ。雑部
にいれり。秋部にハわづか五首入りて。そハ秋といふことある歌。又暦

をよみいまとなりぬるものとなり。

風雅集より

風雅集に、後宇多天皇の大伴家持卿のつやしろをいまとしてぞとがのしるしにかはせる。こまぞ道のとまハよくかはるる大伴家持卿。人のゐけごとにぞ。こちとしたるぞハをませ給ハざりしゆゑと。卿をいつきまつり給ひて。天の下のいとよく治まりつるハ。卿乃国の守ぞとまうして。上つ代を海こふ。ちうこそ有しを。国集賀、新ふ花山院、御内大臣。新元乃やまゆゑ嶋根を出る日ぞ。ゆくりなくまでもいつふがげ〳〵ゐやこきもそのこふう形へるうとし。

ゆくとよもむかしをみるとへ

須賀直見ゞつひ〳〵ハ。底く大きなる書紙よりもを。書き張物をゆくがぢ〳〵おりろうぬ所もおかるる紙張りてハ。又おりしろくめさもむるこうちきる衣山うをいるるし。又あしつきを人を。ちやく〳〵よるれをゆくこうあるきもよく。ゆくうそいひるれかゝきとゝへなりかし。

○ひとふいひ出る説をうみふ人のうけゑぬる

大うとよつふをうかる新しく記説をおこれらきゑハよれひ〳〵きぢいをぞ。中ゞ一ちうとハ。世中ハ学者に、くまれそしらるものをとひるハおのゞものをよりよるとまつる説といと〳〵異なるを

さてハ。よきあしきを味ひ考ふるまでもなく。始めよりひたぶるにすてて。もちひざる者もあるを。あるハ心のうちにハ。げにと思ふふしもおほくある物から。さすがに近き人のあらたにいへることにしたがはむことのねたくて。よしともかしこしともいはで。しらずがほにてをるたぐひもあり。あるハねたむ心のきえぬハ。心にハよしと思ひながら。ことさらに疵をあながちにもとめ出て。すべてをいひ消さむとかまふる者も有り。大かたふるき説をバ。十が中に七ツ八ツはあしきをも。あしき所をバおほひかくして。わづかに二ツ三ツのとるべき所のあるをとりて。かのかぎりなくふるきを用ひんとし。新しきハ。十に八ツ九ツよくても。一ツ二ツのわろきことをいひたてゝ。八ツ九ツのよきことをも。おしけちて。ちからのかぎりハ。我も用ひず。人にももちひさせじとする。これ大かたの学者のならひぞ。然れども又まれまれにハ。新なる説のよきを聞てハ。めづらしきがかしこきことをさとりて。すみやかに改めてしたがふたぐひもあれど。あきにあらねバ。ふるきをいふぞやと思ひて。かくハあらじかとまでハ思ひよれども。みづから定むる力なくて。疑はしながらすごしてゐるなどハ。たまたまさるよき説をきゝてハ。かくてこそハといみじくよろこびて。たちまちにしたがふたぐひもあるかし。大かた新なる説を。いかによくても。すみやかにハ用ふる人まれなるものなれども。よきハ年へても。おのづからつひにハ世の人のしたがふものにて。かならず広く用ひらるれバ。その時いたりてハ。なべて世に広

みそ〳〵ぢり〳〵ぐらも。ゑよハ悔〳〵ぶへど。おくまだせう
とてとがりもも。稜稜〳〵。人ろろおぐして。ごろよかくびなぐ。
ぬるきをまりてやむるりぐ〳〵も多うと。ちう号中は論さざまり
て。皆人乃とてとがふふふなりてハ。始よりとやふ改名とてとがひつ
ふ人をかし〳〵こ〳〵ムさとろ〳〵おりそれ。ぬるきふかゝづらして。とかく
そぐこ和れる人を。ムおそ〳〵いふひを〳〵ぶ〳〵ろざぞう〳〵。

○又

ゆちうき身ごろと彩りてハ。やう〳〵ふ古学はよきこと成号ふもと
まるそとがゝ。ひろ方と出来て。拙よく〳〵ぶまへる人を。おく〳〵繁神
をしふうむをうそ。そを〳〵繁神のよきこと成とるものなく〳〵バ。

かをとうもとが縣居大人の又まうてよれこと八おのづ〳〵ちふ
らんふ形和繁神ふし〳〵をうぐ彩りて。今一きざみえちとろざるハ。
いふぞや。又縣居大人までハちゝ名ども。こを後の人乃説を。おか
そ〳〵ぐとをるも。日ぐちとうて。ごをみる俗りまきをゝみく
いふちぐふて。ムぎうとおきうぐちるを。かう〳〵ぐ学者はこう
ろを。おそ〳〵ちふるものおりかし。

國を州をいふ事

ゆゝは名を。菜州（ナニヒウ）といふこと八。いづを乃沛代のはさぐ名ふもはの
らざるこをしいふ〳〵八。うを〳〵は漢文をぐふこをハいゝやれま
きふハこ〳〵れ。ぐ〳〵れおやや言の和りハ。みる菜（ナニノシニ）ほとのゝあ

又て州といふことハさゝに又てぞ絃るを近き世の人ものかゝ係
上の位さゞ名さもろ紀ほ（ちらびみぐりかゝ名うもこゝとのゝ好
うて菜田といふよりハ菜州といふをうりきるゆゑ心得ていしも
出もさ好るハいふぞや前後上下なゞふ分きてる田乃名の一字ゆ
てハまぐ〳〵をハ野ゑ上州下州あるハ越前州 筑後州などを
書名りそゝも〳〵國の字も州の字も同じく久尓にさ行きぐ
も奈良洋代などよりハかゝ系こゝもみゆそ文字況定めう
きて心ゆまゝ世てハかゝざるこゝ好るをや又或儒者のいるハ田と
いふゝ封建の制ゆゝ行きて皇朝も郡縣の制ゆなりれゝる
芸ふゝ州などゝてゝいふべりも國ゝ定名ゝれゝるハ行ゝぬ

文字しといるハ漢國の今までゆ例ゆなづゝて中ゝゆゆの田
のゝろゆゆも行ゝびいみしき心ゞてゝし まづりの田ゆ今までの
例ゝハ封建ゝいひし代ゆハ齊田魯田形ゞいひつきゞもいゆ
郡縣りなりてよりハ菜田といふてハ今までの代ゝゆハ例
なりきバしさきどゝゝふなづゝるハ中ゝゆかの田のこゝ況ゆも
行ゝゞといふゆゑハ世べてかのまてかやうゆの定めハさきぐの
例ゆハかゝりゞ世ゆくゆ王のひまていふもゝ定むるゆて
その定めゝるゝ世心用しゞるやうハなゝさきバ地の分ちゞ名ゆ
ゝも後の代ゝゆハゝるゞ有て先の代ゆ例をきこゝもうゞ
そハ為もかゝまれその定めふてゝハもゝゞふゆさればるのこ

てろをりていそぐ。皇朝ふてる。天下をかの郡縣の制ふるひて定めそるとしるとし。時代るも。さ名をバ改めぞ形ふ古へよりあ
きる事しまゝふ。某國と定めぞひらうしと。天皇は大はむふしけをバなてふことのハけるん形ありいそぐかるゑのこるハ
いふゆれそるふかるべきてろハ。皇國を皇國ふる和をや。

儒者名をみぞ乱るる

孔丘ハ名を正さをてろいみしきるぞとハちつるぞ方の近きてろのぞゝしやハよろづふ名をみぞるてそのゝつとむめり。そゞ中ふ。
地の名形ぞをかるゝ。のべるけぞ。をもかへるむふまりせて和さる形ぞハあ不つるべきを。おゆやけぞ毎ふけづるゆる。さき

名ぞをさへふるとるゝけるむふまりせて。みぞりふけるゝとめ定めて書形ハいそもゝ可畏きるぞ形るゝぞや。近き学ふ或儒者乃今の学ハ。学ッけ名正しかるゝば。業をバ今ハちるゝくとハいふべきふけるゝば。
ちるゝくいそむてそ正しるる。形ぞいひて。よろづを今の学乃けるさ毎ふまりせて。例の私ふ和をハいるる。ぞむ形ぞやそもゝくるけ孔丘ぞ
名を正さるやうハ。諸侯ぞもけみぞりなる。尚時のけるとさるふハかハちるゝぞて。ゑるふ周王のりやけ定めをてそ守とつるかの
或儒者のぞゝ。古へよりけさぞ名ふるかるゝば。今の名ふもちるが。ぞゝ。今の学けるけるふまりせて。ちるゝけるゝふ和
をむゝ。孔丘が春秋のゝろとハうゝうへるて。ちるさゝふ名をみ

ぐるこのいくさのきりのふてをあらはす。皇國に拙乃あり毒ハ古へ
かくかうきゆるるもの名ハ拙のうつわゆく。きゆくはきるうハ
とつるがつぐして今の世にても弟ハ形ハ古へのを守ると称ふなる
をいとも〳〵有がく孔丘がむりていとぐ名のいと正しきかと
そのうりをきる況うつりて正しかるぞうといふを行ふつけて
も行ぐちふ皇國況いひをきむとをるむのをきく考かく
ふその況ごと形ることぐも是なぐおぐしざるれをう。

忌日祥月年忌の事

今世学ふ親先祖のうせゆる日を忌日といふを月毎のを月を
その月のをバ祥月ふ祥月（シヤウツキ）ぐいふる此祥字ハ形ちの小

祥大祥をもうつるなるべし。ちなぐ古ハ今いふ祥月をを忌
日とハをれ月ごとの忌日といふをこをふもるこを形ごふもなる
をうば祥月をいふをこをもいをるれるわ〳〵しむ〳〵ハ忌月と
をを月ち四を見ぐをるげをつをを。その日をバ祥ふ正日と
いふとハをきう〳〵ををバ今祥月といふも正日の例をを。正月（シヤウツキ）形る
ををきを紙書（キ）てハ月次乃正月ふ月ぐ毎ふ祥の字ハ古（ク）りも
ぐ〳〵むりちて月毎ち忌日ハ形ふ〳〵にをきるをるを以て今
ぐ西〳〵やるぐハ毎ハあるをまぐきるとを。親を先祖も月毎ふ死ふ
ぐ死（シ）一日ハ〳〵ぐ一日をを行を形ぐいふをるハ一をるわハちをを
をを考をれぐも〳〵紙いをんふハ年毎ふも死ふハをぐれバ年

おなじ忌日も、うるはしきことやいくそ年、そぢふ年毎の忌日
あらうへき。月毎ふをもて、行ふうかゝむ。是ハいとゝまさ
りて、称りてろあるものゝ忌ぞふしうるをバ、今の世なりひとゝ
らんてそ。はさりてハうゝめ。又忌日しるしくふてハ、おのづゝまと
ゝの忌日ハ、あわざりにあるかゝうるをバ。そハ今を
祥月とて、又ふとふそれぞ。こゝもとかくるゝこハ、ものかゝ。さて
又近き世ハ、年忌といふぞ有て、一周忌三年忌七年忌十三年
忌十七年忌、廿三年忌、廿七年忌、百年忌と、又称ふ称りて
ろふ物をかるゝ。ものゝ古ハうゝなりしるざにて、皇國ふてハ、考
ハ一周忌をもてゝいひ、ふ物ふ。ふてハ、一周忌を小祥

といひ、服のそてハ三年ハ大祥といふのゝてゝ有なり。それ佛の
法ふも、七年忌ものきゝてゝし、給ふ世ゝるざやゝゝふ。ふるこゝて、
今ハ佛の諸宗ゝもいふ称ゝ祖師ゝ物ふ。遠忌ゝ
て、三百年五百年ゝ年ものぞ。そるふかぞ出て、いふゝ
おゝ称ふてゝぞ物ゝ。ゝ年忌といふるざも、月毎の
忌日と同じゝふぞひふしいるをバ、古ふなりしるざ物ゝん。ゝふ。
ものをきふもいゝぞ。行るざふも、古ふ異物るをバ、ゝゝぞふものぶ
きものゝ。ものゝ。ものゝハ、ものゝかゝぬさかしらしそ物ひぶものゝ。
時世ものゝひふものゝざゝものゝよかゝん。又事ゝ中ふハ、古ものゝ
も。今ものゝるぞ乃きものゝるを。なぞものなりゝむ。園大暦云、貞和三

年九月廿五日。今日竹林院入道左大臣廿三回忌辰也。因テ慈廣義門院就テ于西園寺ノ無量光院壇場ニ被レ修セ御佛事。件ノ佛事先規未レ詳ト云々。且ツ取テ于教内ニ更ニ無レ所レ見云々。然レトモ或ハ又有ル下営ム此ノ事ヲ之人上歟。予カ先妣ノ此ノ忌辰。有リ二相営ミ事一。所詮幽霊ノ之追福。遠近盡ス懇志ヲ之條。可レ叶フ二孝子ノ之道ニ一歟といへり。此論あるべきやうなり。

鏡女王額田王

萬葉集に。鏡女王。また額田王といへる二人の女王あり。まぎらはしきは鏡女王を鏡王女といへるは皆誤なること。又額田王とハ別なることをしれど。八師の考に辨へられたるがごとし。されど古へハ女王をもはらて某女王とハいはず。男王と同じく。たゞ某王とのみかくて萬葉のころにいたりてハ女王をバ皆女王と記せるに。此額田王に女字なきハ古き物に記されしまゝに記せるなるべし。鏡女王ハ父の名とまぎらはしきゆゑに女王と記せるなるべし。さて右の二女王ことに鏡王といひし人の女にて。鏡女王ハ姉。額田王ハ弟といへり。父王ハ近江の野洲郡の鏡の里に住居ありしによりて鏡王といへるとぞ。されば住居を以て呼る名の例多し。かくて其女子も。とく父の郷に居住せしによりて。同じく鏡王と呼ぶべきを。さて地の名をとりてよべるハ。父子兄妹など同じ名なる多し。そハ事に紛れてまぎらはしければ。女子の方をバ鏡女王とさしてとかちつけ口にいふ。京

人なるべ。こゝに鏡王女といひしこゝを古はなべての例し。さて此姉妹と
もに天智天皇に娶(メサ)るゝ人し。万葉二の巻の十はに。天皇の
賜へる歌。詞書に。鏡王女に贈れる歌し。此女王
此時に大和にあり。居住(スム)とゝ。されば。なゝの鏡の置ハこゝ
なるとき。のゝハ後に。なれるべし。右の次に。間人連乃
聘(ヨバ)ひめつるハいまゝ天皇にゝ。奪されぬるし。奪されと
ゝ人のゝ。ゝ。べし。天武紀に。十二年に。天皇の此女王に病を
ひしゝゝ。又その薨(ミウセ)を記されるし。天智天皇の妃なるゝ
なし。此て額田王も。ゝ。奪ハ天智天皇に奪されしゝ。
第四の巻に十三の歌に。近江天皇(ヲ)歌。その詞(アカレ)

次に鏡女王乃奪ことゝ。此女王し。天智天皇に娶(メサ)るゝ詞に
て。妹(オトヽ)王と共に。ひとゝ。天武天皇。皇后におはしまし
ゝに。額田王に。詞を加へられしゝ。同一の巻の十四
の。ゝ。詞に。ゝ。人づまゆゑに。ゝ。
ゝ。天智天皇に妃なるゝ。考の説にゝ。
の此は。額田王も。ゝ。天智天皇に奪ゝ。
ゝ。べし。かゝて天智天皇かゝ。
に。ゝ。十市皇女をうみ奉られし。

春記

春記といふ。春宮大夫資房。ゝ。今の学ゝ。

書なくてハ偽なりとぞいへり。おのが見たりし本も。八十五ちう
ありて。一冊のものなりき。

松嶋の日記といふ物

清少納言が年老て後に。おくの松嶋に下りける道の日記也
て。やがて松しまの日記と名づけたる物。一冊あり。めづらしく
おぼえて見けるに。はやくいひし偽書にて。むげにはかなき
見るかひなき物也。さるハちかきころなど。古学をする者の作れるに
つきとぞ聞ゆる。すべて近き年ごろ。さるいつはりぶみを作
り出るたぐひのことに多かる。そのなきをたふとびに。おほくのいと
まぎらはしき物。よの人をまどはさんとするハ。いかなる
心にかあらむ。よく見る人の見るにハ。まことゝいつはりハいと
よく見えてまぎれて。いちじるきなれど。はかりなる人さへ。いとくまれ
にて。えしらぬのみ世におほかれバ。むげの偽り
書にもあざむかれて。しかるをりてもやまおるハ。いとをしく
かくいつはりかならず近きころハ。世中にめづらしき書
をえらざるよりかへし多ければ。めづらしきハ。まことの物ならぬがお
ほきを。ちからしても。よくえらぶべきわざぞかし。菅原大臣の御
作りといふ須磨の記といふ物なども。はやふるくて。これも世
にひろくさめることどもいみじき偽り書なるをや。かくおほくぐひ
数ふればおほし。たゞすべてさとるべし。

攝津

津國を攝津といふ事、此國の名をハなにハといへり、難波津をつかさどれる官名にて、難波ハ古へ京師に准へて、京職と同じく攝津職をおかれたる。これむかしハ難波によれる官にして、津の國乃ことをも兼掌れり。職員令に、攝津職帯津國とあるをもてしるべし。その後も國のことをも攝津の國とよべる、これも攝津職乃掌る所なるといふ事にして、攝の字ハ、難波と津國とを兼て掌るよしにて、静謐のことをなせどいふをたよりに、かくて延暦十三年、停職為國となりて、その後よりハ官も諸國司の列となれり。然れども字ハもとのまゝに攝津とかきたるなり。

後の人皆ことを、むかしより國名と思ひて、さて文字ハ攝津と書れたり。職までもしほども、にはによぶ詞にハ、たゞ津のつかさといひけむ、されでハよぶべきやうなし。國の列にあるとてハさるれども、然るを俗にせつといふはよむをいふに、こゝろねならひがたきなり。今の世にも津の國といひ、攝津守などをも津のかみとよむぞ正しかりける。むかし女房がなにをも攝津といひし有て、撰集などにも出たることも、たゞ津とのみよびつるを、續世継にはのごとくぞなるごとを、伊勢がごとなどいふごとし。

ちなみに杜の字ぞ出ッる

史記の周本紀賛に、所謂周公葬我畢、畢在鎬東南

杜中註ハ杜一作社ニまた秦本紀ハ蕩社註ニ社一作杜といふ。これらハ杜と社とハ字の形の似たるゆゑに。かくまぎらはしく誤まるものなり。杜の字社と通ずるゆゑ。ものとふ姓ふたり有。又これ杜中といふハ。ものとくやものと色きて。ものなり。

うつゝの地獄のもの

うつゝの地獄。今の世の板本ハ巻の名ゆゑ。いふと。その次第も

みぐもて。よみつぎ。かゝ。こゝ小田中ニ麻呂がゆゑき善本ハよくて。正しゝ。こゝ次第ハ。第一後蔭。第二並藤原君。第三並ゆゑ。こゝ。第四梅花笠。一名喜日まで。第五さがの院。第六吹上上。第七吹上下。第八桑の使。第九業平寛。第十ハ。こゝ。第十一初秋。一名ものの名月。一名ものの弟。第十二ゆゑの村。第十三義経上。第十四義経中。第十五義経下。第十六樓乃上。第十七樓の上下。第十八ゆゑ上。第十九ゆゑ中。第二十國ゆゑ下。かくれゝ。合せて廿。ゆゑ。今の本ハ法流院書。成義経下。こゝ。吹上。ものゝ上下のつゐでを。義経下を國ゆゑ下。こゝ。樓の上。ものの上下。ものつゐで。成。こゝ。ゆゑ上。中。次第。成。こゝ。ゆゑ下をさがの。こゝ。義経下ハ。ものゝ。こゝ。吹上の上。ものの上。下。下ハ上。ゆゑ。下ハ義経下。こゝ。樓の上。上。下。下ハ上。こゝ。ゆゑ上。中。中ハ上。こゝ。さがのゆゑ

を國ゆづりとり給ひしとゝ記したる本ハ多くに一致なる
を上下ふるきをいるハ上下なるを又ふたなどゝ云て合せて三十ゝ
きるとゝ又ゆるき一本ハもゝづのむゝをゆ十一月神社を
ゆ十二月ゆづり三ゝをゆ十六ゆ十八月横上乃上
下城ゆ十九ゆ方とせるとこれゝ社ついでハいつゝよかるむおのゝ
いまゝよりてきべゝいまゝどえゝをかむゝへゝどゝ人あるむ
うへゝ定めてよそもゝ考へゝどもハ同じ色佐伯氏人清井氏
某ゝ此物例をぬゝ善本ふ伝て考へ置るゝふるゝとゝそまろ云ゝき

いせ氏ふなる辛洲社

伊勢ふ氏き志郡辛洲社といふあるゝぬる社ハゝゝれゝ

いる郡ふ神ふおゝゝんさぶう形ゝゝ俗ハ天照大神の伊妹ふ
まゝとゝ伝ふ近きゝろ神別本紀ゝ形づゝまる地ゝゝゝ天照大神
の伊妹ゝ可良須女命といふあるハゝゝ俗説ふゝゝて造ゝゝ出
ゝる名ふ此書ハ書籍目録ふ名ゝて学ふゝ伝ゝぬ書形ふ
をそゝなりゝて形まさゝき者の近き世ふ偽り作る地ゝゝ
えて後の学ぬきゝるゝおゝゝゝ取ゝゝゝゝゝゝ
ぬゝゝゝ今ハえやゝゝ形も係事
二三十年ゝゝゝゝハゝゝ形びゝる人ゝゝゝちゝき学のゝゝゆみ
をのゝ学びて学紫をまなぶゝなゝ又神学者といふ地もゝゝ
薄ゝゝの理をのゝゝゝゝて古ゝまゝのゝゝ伝をえむゝ沢ゝ

祖父弟紫をまねぶとおくて、さべて弟紫は、ものまなびふも、道の
学びをかたくしてまづ中納言でかゝはる書物をよみ、ふるる人
なりしかば、さまざまの歌沖の口し、むかし世事を思ひ考へて、たゞ物をと
かりぐうがひそめて、そのぐいひきつもども、ものの人の和学
者もけさるべきたまをふる人なりしかば、おのがとかくて、
京ふりのしるかどもをば代匠記といふあのあるこをぶふ
ふる人もそさくかりうをば、書学ふれのていくえが
くからの人の書はる人一をば改親おぶえがかりしをそのうみ
おのをこ京をて始めて人ふかりてえてかくやくもいて本居を
もづひしふなかりき。校本ふるいうかをばなきぞくひ

ばえうざる人なきあふもをいさぞそのつるをまてとかく
してかくくしてぞえそりをるそのこゝろまでは大さかをけふふ
けちりに年ごろかりてはかぐ代匠記もおくいさて
ふえがとくこゝにあり学をを古学はそのむくをそえうざる人おの
ををばぞかくこゝは代匠記のをかもたくこゝにぞくうつくきか
京地を京くの記張おどのるひそのおれ書ぶいとくえが
さかくくふ伝もくくを今はえやくくえくくなれるいかく
をいくをそでくくかををきを代のはえふなんあるる。

○おのがはをのびの育くやう

おのをいくきかくくほどようを書ぶをむをとをむをろづう

をおりしろくおひて。よみうるさるはそかぐ〳〵しく師ふつきて。ものと
く学問はそくふれたりぐ。伊とんぐをこゝとなり。そのちぐ〳〵学め
しるかゝをおくて。ぐかゝはやはその。ちぐ〳〵のふををいるふはか
を。こゝふまうせて。ぬるきちうにをもいとぐ。伊ものとよみうるおど
ふナ七八ありしおどよると。ふよ〳〵ほ〳〵ふむいできて。よみくど
をうぐ。をもちく師ふをてぐひて。はおべるふりたり。人ふをを
ふををぐをもぐ。ぐむうよみ出るぐりおりき。条ぐと〳〵おき
ちうきこれうをもくをて。かをはぐ〳〵今のふはよみぐをありきがくてを
くちたるはりしかど。学問ふをて。京にをんのぐりうる。さるハナ
一のを。父をふをもしかたうをせて。はをふありし。ものなるをこひを

をふをしかひうをしほどふて。母おうしを人のおりむを学をて。く
ちをしはちぐぐをひ。又をの〳〵をふよりつをの儒学をもせむと
てなりうをは。ちて京ふををふる人一首の改訂おを。人をかりて
見て。をぐうて弩伸をいひ一人の説ををうを。をのふをぐををる
おどをををうて。此人のあり〳〵る和。餘材お勢修脚断をぐ
ををぐを。ををもつぎ〳〵ふりとめ出て人うるおどふをべ〳〵ふまる
びりをぐはふれあしきをぐををもやり〳〵ふをきまをさをわ
つをを。まを。今の学はをのふをるむはををふうおをんぐを
ふはををもおり〳〵かをぐおどしうをぐ。をのを日ぐむをる友はを
ををとうれぐ。ぐよの人ををふ〳〵かゝこの舎おどふも出をぐら

ひつ・よみありきたる・さて人のよむゆりは・おのがんはいくねそぎ
ゑたるまゝに・おのがさてゝよむゆりは・今の世はふりふるもそむうゐぬ・
人をそがそぐべきをそらうゑと・別ふいひてんさ
て後・ふうかつりゝてろ・にゝよりのぐもうし人の・近きてろ
出うりて・冠辞考といふ物をえきて・ふるまで・縣居大人の・伝名
をも・始めてもつたるかくてそふ・さぐ先ふ一ろうえしふる・
そふふひりをぬるめをふして・ひゆりおくゝかくたやしたやう
ふふぐえて・そゝふ伝ぐるんをうゝざうしうど・狂あるやうなの
ほぐしゝふひて・立つうう今一ゝびてとばすれゝはいぶうるや
をおぐゆるゆしゝぐゝもいぐきうもバ又立つうろふいよゝぐぶゝ

おぐゆるゝおかゝおかうて・ろるゝびゝ伝ぐるんの先ゝ・ほひふ
いふゝへぶうはゝそふてゝぐはゝまろふ知るるゆさうゆかゝて
後ゝ・ふひうゝぶもバ・うは繁仲が・筆紫の説そ・ゆかいはぐゝ
きゝしのゝぐ多うとうゑ・おのがゆまれびのゑりゝやう・大うるかくの
ぶゝくゝなりきゝて又道の学びを・まげそぐをよるを・神書といふ
をそぐのゆ・ふるき近き・ゝをもやうれやゝよみつるをそゝちばうの乃
ほぐゝよを・ゝうて・ひぐゝ・育ゝかぐ・どゝゝてゝゝるぐゝまるぶるを
おううゝふ・京ゝのぐうて・をそぐゆゝを学びゝ・ゝうふぐゝいを
をゝゝぬるをかの繁仲が・ゆゆゝの説ゝ・ちゝすゝへて・皇国のいはし
へのゝゝ・ゆうあうゝ・ゝふ神を者といふりの説ゆうむきふみ

あいさつ申べへとて、やゝさとうなどバ、師と頼むべき人も
なりしほどふるきいうで、古はまことのむ祢をかむとく出む
とあらそひぎ、ほうし、ふりをせて、うけ冠辞考ぬ得て、う
へきかへをよみあらりふるやどふいよく、ぬぎ、なりつ、代
大人をきてふ、日ふをへてせちなりしに、一年此うし、田安の
殿の作せるぬきを給りわ、ひて、此いせのゆよると、大和山城など
らかしてとゆゑ、えぐるれしるわきしるわ、代松坂の里ふも、
二日三日ぬぐまを給りしぬ、さることゆゑとて、盛りきゝく、
いみしくいちをしかりしをかつるさゑふも、又一ぬ、ぬどりあつる
をうかぐ、むきちて、いとくうれしくいちぎ、ぬどりにまるで、

ちぐ、ぬて、ぬてをりふりき、ぬてつひり、名簿をなりて、ぬ
をうを給りるをふをなりしをきかし、

いなぐるみけうしの佐さとし云

宣長三十四りなりしぬ、縣居大人のをしへをうを給りそ
ぬして、古事記の注釈をぬきむりそろぐ、ぬて、その
てくうしふもきそえりるふさそし給りしやうハもれも、とそり、
祢の伊典をとうむと思ふむぐ、りるぬ、そハまづかくご伝を居
くちぬきて、古ぬきてふをきぬそうぬ、ぬるべうひ、ぬ
ぬりそのいふりをぬらぬをえむてハ、古云ぬれるうへなりで、ハ
りくいぐ、古云ぬえむてハ、家集をよく、むてふりそりのも、さる

なふ。吾ものまげりはつ〜業をあきつ〜考へ〜もる極ふ。ものでふ
年ノ老て。のこり行よりひ。今いく〜だくもつ〜ざれで。神ハ仏ハ
ちく〜まで。ふいるるて〜えざるを。いま〜ハ年ちうをにて。ひきん書け
きバ。今よりもおこるて〜ものく〜いそ〜みそびあバ。きもむざ〜ものること〜
有べし。〜ぐ〜ハ。中ハ和ようぶをがつ〜ぶ足るふ。皆ものき〜ものを
を絵ぶて。まぐ〜ハみうきをて。ものかのぐ〜んとるる極ふ。ものき〜と
〜ちをぐふ〜ものこと。ものよ〜ぶ。まて〜ものを。ものをうべきやうちなり
きバ。みみ。ものこのをを。ものひむ。ものをきれぶ。ものふをめて。まげ
ものき〜ものをものよ〜かものをものおをて〜ものを。ものをものをものふ。ものの
ものべきものぶ。ものの。神のものふをものをえものかぶるハ。ものを。此

ゆものぶ。ゆめものをものをこえて。ものぶきものふものを。ものの。ものの
ものをものをものふなん。ものま〜ものさ〜。ものひものし。此ものさ〜ものの。ものを
ものふ〜ものぐ〜ものまま〜ものよ〜。ものの業業ものふものをものを。ものく考へく
ものへ〜ものへ〜ものぶ。ものを。ものをものをものをものをものをものをものをものを。ものを
ものふものの。ものの。神のものふものを。ものを。ものの。ものをものをものを。ものを
ものをものふものて。ものふものをものをものをものをものをものをものを。

○おのもあぐ〜ぬのの人人の教をうけ〜やう

宝ものを。縣居大人ものひものしハ。此里に一夜やどり給ものし
ものを。一夜のものなりき。その後ものぶ。ものぶ〜。書ものよ〜ものきて
ものて。ものものものひものき〜。ものものを。ものものを。ものものを。ものを。ものへ

のゆゑぞといふに、おほく後のよにこゝろし得、またもちかくとぞ。いつ
きかはれるを、おちに人のこひもとむるまゝに、又かの家に
うつせりしを、ちかごろに、今はのこりなく得たるなんありける。さて古事記
の注釈を物せんのこゝろざし深きを、ちかくせしによりて、その上つ巻
をば、考へおける古記をかりて、便宜がきにしるしおけるをもかしたまひ、又
中つ巻下つ巻は、かのうちの訓を改め、處々書入(キ)などせられて、てづか
ら記されたる本をもかしたまへりき。古事記傳に、師の説とて引
るは、多くは此本にある事どもなり。さて此大人、古學の道
をひらきたる功は、いさをへ中にもいとしも大なる功の、みさをしに
のこれるは、よのかぎりの、はかりなき業ちからをつく

されしほどに、古事記書紀などにいたりては、そのかむ代の、いまだ行
まゐし深くはゆきとゞかざりしかば、くはしからぬすぢもおほかりし。されば
ぞ道を説(トキ)給へることも、こまかなることしなければ、大むねもいま
だ、さだかならず、ふたつく況しぞるすめつゝいで物ぞふ、それ〳〵いさゝか
づのこゝろえがへることも、又からごゝろを去(サ)ることも、なほ清くは
あらで、おのづから猶そのことにおつることも、まれ〳〵
にはのこれるなり。

○師の説になづまざる事

おのれ古典(イニシヘブミ)をとくに、師の説とたがへること多く、師の説のわろき
ことあるをば、わきまへいふことも多かるを、いとあるまじきことゝ

是の人あらかじめこれをもて己が師のむねとせるをもて
をしへらるゝは後ふよれ考へのおもむきをもはかるべしと
師の説ふとゞめらるゝとなもぐるもゝ義へらるゝこゝろい
としるきなり（そもそもなが師のよふをゞ給へる一つし大なる故を
むねとするはひとりふたりの二人のかりておもゝぐ〳〵いきゝ考つ
らねべくもいふべき人の説をんうふ考へ中うは
誤りもなどうなるべし必ずもまことに体ならでいえいふべき
おのがむねは今はいまし（のこゝろおもゝぐ〳〵ものゝうこゝをお
きてもいふべくもいふべきもいふべしとも定めるこゝもおりひとりかか
み人のおもゝはるよきかむねいでるるべし説るこのをを給

是まふく〳〵ときぐの考へをおもふく考へきいるかゝ
ふつぎくふくそ〳〵ものゝうりてゆくるべきはば師の説ものを
てもものゝべきなづこもるべきふもいふべよれあゝきをいそびえる
ぶふ物るきぬまりるは学問のさまはいふひきるべしみおの
が師をどのるきこゝをいひあゝをはいこゝかゝこゝいふるべ
そもいそべれど安はる者その説よまびひて考へよれを
ものごものし師の説ものゝうものゝいこゝでつ
みゝくして考へこゝ説ものゝうひきゝんこゝで師をのゝこゝふ
ものみゝ道をばはいるし定まる道をまゝ古を思ひて説こと
ぶふきはものゝうなゝんるを見ひたはこゝ乃ものゝうなゝん

こゝにむかしものがたりしたる師をこゝろむかしとうりのか
けむことをバ。えゝをかりうえざるとたるを。猛烈こゝ。そゝ
らむ人きそゝるとてよ。そハせんうさなゝ。されき人ふそゝら
きゞ。よき人よなゝむとて。道をまぎ。たゞちをまげて。さ
てたるらぶハえきぞなん。こゝをまちるが師のんちれバ。
うゝてハ師をゝふうむまとたるべくや。そハいふるたゞ。

○ゆがをゝへゐにいまゝ。先おくやゝ

音ふゝてゞひて始まれぐむ。ゆがをゝ。ゆがをゝ。ゆがをゝ。ゆきゝむ
ゝへのいできゝゝむゝハかまゝゞゆがゝ。ゆがあ
きゆゝをいひて。よき考へをゝ。先よ。ゝべておのが人をし

ふゝ。をを吹ゝふせむとゝれバかふもかくふり。そをたゝき
らふきむぞ。音を用ふるふゝ音ゝ。をを忘ゝで。いゝづゝふ
ゝれをゝふゝ。ゆんゝ。ゆがんゝ。たゞんゝ。たゞんゝぶるぞかゝ。

五十連音をあゝんゞゞとふ唱へゝせるゝ

小篠大記伊野（ミノ）といふ人ゝ。石見、出雲の殿乃ゞゞ。ゞゞやふて。
おのが弟子（ヲシヘノコ）し。天明八年秋のゝ。肥前、出の長崎ゝ。ゝて。
於菜陀人（オナンダビト）乃まゝで。ゝて。ゝるふ。ゝて。音韻のゝゞゞを論
ゞ。皇國の五十音ゝをかゝわて。ゝを。ゝ人ゝ。ゝ。ゝへゝせ
て。笑ゝふ。和のゝゞゝゝゝをバ。みる上ふ字を。弟。おハういのめ
ゝ。ゝゝゝうえゝゝゞゝ。をハうおのゞゝふ呼て。いえおゝハゝゝ

かゝびよりゝゝかきとりこゝろ行をもてゆゝしぶとぞ思ひしぶ
の和ゝ歌ゝへだしとぞいふ歌かの歌のつゆ也こゝろ
ぢをたづねしるぞ世をすかのが字考かなばひらいてゝ全く
行てゝいみゝゝよろこびおこせゝうき歌あり其のをりの
かゝうぎと行くまといひおこせゝうゝ中ふ歌ゝきすゞと
行まで歌ゝてふ歌ゝしつ